

「松本市子ども・子育て支援事業計画」とは？



意見募集期間：

令和6年12月16日から令和7年1月16日まで

Q どんな内容なの？

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画です。以下のことについて記載しています。

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てに関する意識及びライフスタイルの変化等による家庭環境の状況を踏まえ、様々な事業について量の見込みと確保方策を示しています。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

子どもに関わるすべての大人が連携・協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを目指し、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考え、子育て支援施策を進めます。

- ・ 適切な事業量を見込むことで、保育士の確保に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- ・ 共働き世帯の増加等により利用ニーズが増えている児童館・児童センターの支援員等の確保を進めます。
- ・ 子どもに対する虐待の防止及びヤングケアラーの負担軽減のために、適切な支援を進めます。
- ・ 老朽化・狭あい化対策が必要な保育園及び児童館・児童センター等の施設整備を計画的に進めます。

ご意見
お待ちしております！

